風水害対策編

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | ページ  項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 1 | Ｐ２5  特殊災害対策 | 女川原発が重大事故を起こした場合の防災計画が必要です | 本市は、概ね5㎞圏内の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び30㎞圏内の緊急時防護措置する区域（UPZ）外となっていることから、現在のところ「原子力災害対策編」の策定する予定はなく、石巻市から受け入れ可能人数を2,620人として「原子力災害時における住民の広域避難に関する協定」を締結しております。 |
| 2 | Ｐ２８  土砂災害予防対策 | 県の急傾斜地指定地域の早急な対策を強く望みます。予想を超える雨量等の言い訳にならないように対策をすべきです。  予算の関係は、県内全域でもあることから、住宅地とかを最優先とした、実施時期を明記すべきです。人命第一に考えた措置を望みます。 | 本市でも「人命第一」との考え方に変わりはありません。  土砂災害防止法では、ハード対策としての土砂災害防止施設の工事ではなく、警戒避難体制の整備等といったソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定し、避難行動をとっていただくよう定めており、本計画においても、周知徹底を図り市民の人命第一に努めてまいります。  　なお、ハード対策につきましては、土砂災害防止法で定めがないことから、いろいろな条件もあり、本計画への実施時期の明記は現状できないところです。 |
| 3 | Ｐ２９ | 避難所、一時避難所も含めて点検を実施すべきです。  雨量観測体制の整備について雨量計設置を何処にするのか、何カ所設置するのかを明記すべきです。また、雨量計設置箇所から市役所までの伝達方法をどのようにするのか明記が必要です。 | 避難所の点検につきましては、適宜実施をしております。  　雨量計につきましては、国、県が設置しており、情報につきましては、市民や市役所等、誰でも情報確認できるような体制となっており、住民自ら情報収集していただくよう啓発に努めてまいります。 |
| 4 | Ｐ２９  住民への連絡系統及び方法 | 住民への連絡系統及び方法について、住民側に伝達するだけでなく、住民側からも市役所に情報を提供できるようにすべきです。更に防災関係機関、事業所への連絡には、情報が残るように「電話」だけでなく通信網、FAXを付け加えるべきです。 | 避難勧告等発令は、基本的に市が行なうこととなっており住民側からの連絡系統はないものとなります。  また、防災関係機関、事業所への連絡系統に「電話」に加え「MIDORI、FAX等」を追加いたします。 |
| 5 | Ｐ３０  風雪害予防対策 | 道路交通障害等を未然に防ぐため、本市の、国道、県道との連携についても明記しておくべきです。 | 第3章、第12節 交通・輸送活動で明記しております。 |
| 6 | Ｐ３３  ライフライン施設等の予防対策 | ライフライン施設等の予防対策として、ＧＩＳの正確さを求め、関連業界と情報交換と情報提供に努める。更に、市民との協働のために「統合型ＧＩＳ」の導入も考えるべきです | 「統合型ＧＩＳ」の導入については、今後の参考とさせていただきます。 |
| 7 | Ｐ３３  ライフライン施設等の予防対策 | 仙台市から水道供給を受けている地域があるので、仙台市との綿密な連絡体制確立が必要であり、復旧資材の確保に努める | 仙台市及び大和町ほか水道関係自治体とも連携を図りながら、連絡体制の構築に努めてまいります。 |
| 8 | Ｐ３４  電力施設 | 台風１５号で東京電力が倒木に対して体制が甘かったことから、教訓として充分に検討し体制を取る。 | 電気事業者との連絡体制は構築されていることから、東北電力にお伝えいたします。 |
| 9 | Ｐ３５  住民への防災ＰＲについて | 「お客さま」を訪問した際ではなく、「市民」を訪問した際にではないでしょうか。 | 事業者側からの視点での対応について、記載したものです。 |
| 10 | Ｐ３５  電信・電話施設 | 電信・電話施設について、特段問題ないが「電信」とはどういうような意味をもつものなのでしょうか。同じような表現で「電信柱」もあります。現代的に表現としては「通信施設」で良いのでは？ | 東日本電信電話株式会社の施設の災害予防について明記しているため、現状のままとさせていただきます。 |
| 11 | Ｐ３6  通信網の整備・充実 | 直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努めるだけでなく、富谷市としての対応をどの様に行うのか、提言できるような対応が必要です。（他機関との対応も同様です） | 本文はこのままといたしますが、関係機関相互の窓口等を毎年確認し、迅速な対応がとれるように連携してまいります。 |
| 12 | Ｐ３6  停電とふくそう対策 | 「バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは２ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。」とありますが、関係機関と定期的な協議を行うことで富谷市側にも情報提供を必要です。  特に、輻湊で要配慮者の方が孤立しないように通信を確保することを義務付ける。 | 本文はこのままといたしますが、今後の参考にさせていただきます。 |
| 13 | Ｐ49  災害発生時の活動 | 避難場所には、各地区の会館も考える必要がある。そのための市は支援を行う。避難所、一時避難所についても明記する。今回の災害の時に、避難する人は毛布・・・持参するとなっていますが、暴風雨の中で可能かどうかを検証する。また、私の地域では、初期必要な物については準備しているので、こちらも検討する必要がある。但し、会館は南側を窓で明かりを取りやすいようになっているので、台風のような強風には弱い面があるので、その対策についても明記する必要があります。 | 台風等の災害時には、風雨がひどくなる前に「避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令したことから、毛布等の持参を呼びかけておりますので、ご理解願います。  　また、避難勧告、避難指示（緊急）につきましては、河川の溢水及び土砂災害警戒区域等に影響のある世帯を対象に発令しております。  風水害の際には、公民館を基本に指定避難所として開設しております。また、町内会館を避難所として自主的に開設していただいておりますが。個々の施設の対策については、難しいものと考えております。 |
| 14 | Ｐ57  情報通信連絡網の整備 | 市民協働のまちづくりにＩＣＴを利用して、日常的に市民と自治体が繫がるようにするべきです。 | ＩＣＴを活用した情報提示及び市民協働については、その有用性が今後益々高まっていくものと認識しておりますが、システムの構築や整備について課題も多いことから、ご意見を参考しながら研究、検討してまいります。 |
| 15 | 地域住民等に対する通信手段の整備 | 市は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、ＧＰＳ機能付）、デジクルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。  とありますが、台風による強風と大雨、停電、強風と豪雪と猛吹雪での対策をどの様にするのか具体的なものが必要です。  　同様に外国人に対する対策も必要です。 | 市では、ツィッター、フェイスブック、LINE、市安全安心メール、防災無線など様々なツールを活用して、住民向けの情報発信を実施しておりますが、多言語対応など多様化するニーズに対応する情報発信手段の構築について、研究してまいります。 |
| 16 |  | 災害救助法が基本となることが判りますが、国際赤十字が発行する『スフィア・ハンドブック」も参考のした対策も取ることが必要です。　世界的な水準についても考慮した災害対策が必要です。 | ご意見を参考に今後検討してまいります。 |
| 17 |  | 各所に資料篇項目がありますが、資料が添付されていない。 | 製本時に資料編を掲載することとしております。 |
| 18 |  | 財政についてまったく触れられていません。すくなくとも他市町村との間で格差が生じないように、更に上回る災害対策を構築する　ことが必要です。その対応のための財政措置が必要です。 | 地域防災計画では、他市町村と比べるものではなく、「減災」の考え方を防災の基本方針とし、市民の生命・身体等を守ることが大切と考えております。  　財政措置につきましては、必要に応じて対応してまいります。 |
| 19 |  | 災害救助法での避難所は、小中学校、公民館等での対応となっていますが、体育館などに毛布と布団程度での雑魚寝の対応ではプライバシーがまったく守られない状態です。市独自でも、プライバシーが確保できるような対策を行うべきです。又、食事費についても、信じられないほど安いので、この点についても改善を図るようにすべきです。（国へ改善要求を早急に提出すべきです） | ご意見を参考とさせていただき、備蓄物品の拡充や避難所運営についても、対応を検討いたします。  　また、本計画では、飲食料の備蓄について、「３日分」から「最低3日間分（推奨一週間分）」として、自助の取り組みを推進することとしております。 |

地震編

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | ページ  項目 | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 20 | Ｐ６  ６二次災害の防止 | 積雪、ないしは豪雪も追加すべきである。 | 積雪期の地震については、2章3節 公共土木施設等の予防対策の中で、除雪体制等の整備で記載しております。 |
| 21 | Ｐ１5 | エヌ・ティ・ティコミュニケーション株式会社が正式名称ではないか？ | ご指摘のとおりでありましたので、あらためて該当事業者に確認したところ、株式会社の表記を用いない場合に「ＮＴＴ」表記となる旨、返答があり、協議の結果、今回の計画においては、「ＮＴＴ」表記で統一することといたしました。 |
| 22 | Ｐ１９ | 日照時間の年の計が誤りでは？ | 仙台管区気象台の発表している数値を記載しており、仙台管区気象台に確認したところ、欠測の影響により平均を求める年数に差が生じ、月平均の合計と年計では、差が生じているとの回答をいただいております。  　詳しくは、仙台管区気象台 防災調査課まで問合せ願います。（電話番号：022-0097-8160） |
| 23 | Ｐ２０ | 地目別土地利用面積で平成２５年と平成３１年の合計面積が違うのは何故か説明が必要 | 本計画では、変更後の面積でのみ記載となり、これまでの、市発行物に理由等の記載がないことから、説明掲載はしないことといたします。  　なお、平成26年に国土地理院の面積測定方法の変更により増加となっております。 |
| 24 | Ｐ２８  第３ 想定される地震の考え方 | 発生確率は低いが内陸直下型地震は、余りにも直下型地震を過小評価していると思います。現在も活断層研究は、決して進んでいるとは言えないのが現状です。熊本地震など良い例だと思います。気象庁は、３．１１地震でも、熊本地震でも予測で完全に失敗しています。  　宮城県地震と直下型地震が連動して発生した場合のことも考慮に入れる必要があります。 | ご意見のとおり、宮城県沖地震と長町-利府線断層帯の地震が連動して発生した場合も含め、対策等を講じてまいります。  　また、現在公表している「富谷市揺れやすさマップ」については、平成18年に県で公表しているマップを活用しており、県の見直しを注視してまいります。 |
| 25 | Ｐ３０  第５　各種データの保存 | 各種データの保存は、市管理以外の施設等については、可能な限り資料の整備や復姓を行うと言うが、可能な限りではなく必要な物の整理を図り、早急に複製を行う必要があります  　保存形態や場所については、できるだけ電子化を図り保存する必要があります。複数の場所については、地域的に見て日本海側とデータ保存協定を結んで置く必要があります。 | 市では、住民基本台帳、税情報等、事務の一部をクラウド化しており庁舎が被災した場合においても、情報を失うことがないよう対応しております。 |
| 26 | Ｐ３1  （４）除雪体制等の整備 | 除雪体制等の整備は、毎年実施している除融雪に対して検討を付け加えていくべきです。（今年度分は既に仕様書がでておるので）一時避難所まで含めた除融雪を考えるべきです。それに、現在の除融雪での対応では不充分で、人手による除雪も考えるべきです。いずれにせよ、いつ頃から取り掛かるのか明記すべきです。  　避難所に向かう歩道の除雪についても提起すべきです。 | 除雪・融雪につきましては、広報とみや「令和元年12月号」 別冊にて市民の皆様にお知らせしております。  計画では、基本的な考え方を明記しておりますので、ご理解願います。 |
| 27 | Ｐ３３  第１　公共建築物 | 避難場所としての役割を担う公共施設は、地震時の停電に備えるため、無停電電源装置、自家発電設備、太陽光発電設備等の整備に努める。  　近年猛暑対策が求められているので、避難所のみならず「一時避難所」を含めた冷房・空調装置が稼働できる体制を取るべきです。  （２００V対応が必要） | 公民館等の公共施設については、一部施設で自家発電設備、太陽光発電設備等が導入されております。全施設の整備については、課題とさせていただきます。  なお、町内会館のエアコンについては、各町内会で設置することとしております。 |
| 28 | Ｐ３３  第１　公共建築物 | 水泳プールについて、明石台小学校のように屋上にある場合の対策はどの様にするのか明記が必要です。 | 明石台小学校のプールは屋上にありますが、耐震性に問題がなく、年中水が張られており、通常配水の他に中庭等に配水できる装置もあることから、本計画ではなく、別途マニュアル等への記載対応を検討してまいります。 |
| 29 | Ｐ４３  ４　要配慮者及び観光客等への配慮 | 高齢者、障害者の通信方法には、「ファクス」が最も多い。しかし、災害時には迅速な情報が伝わらない状況が考えられ、リアルタイム性を持った通信手段を早急に整備することが望まれる。文字メール、ファクス、映像の統合、携帯電話などによる文字メールや「テレビ電話」など、情報バリア・フリー環境の整備等です。  　尚、電話輻湊対策については、各通信会社と協議し通信手段確保を図り、（個人のプライバシーに係わるが、災害時に用配慮者自宅の電話を警察・役所等と同じ対応する）無停電電源装置の設置を行う等。 | 市では、ツィッター、フェイスブック、LINE、市安全安心メール、防災無線など様々なツールを活用して、住民向けの情報発信を実施しておりますが、今後も、他の自治体の導入状況の情報収集を図りながら、研究してまいります。 |
| 30 | Ｐ４３  ４　要配慮者及び観光客等への配慮 | 富谷市ホームページは、現在英語、中国語（簡体）、中国語（繁体）、ハングル語だけで、最近は東南アジアや、中東等からも来ているようなので、多国語への対応が必要です。特に、災害時にはきめ細かに行うことが必要です。災害時には富谷市のホームページに多数のアクセスでの輻湊対策を考えるべきです。 | 市ホームページについては、現在、代表的な4言語の他にも、翻訳サイト上での展開が必要となりますが、他に98言語に対応しております。 |
| 31 |  | １　地域住民等に対する通信手段の整備  　　（１）地域住民等からの情報収集体制の整備に追加する。  ①、県と市との間の回線の完全二重化を図る。ＮＴＴ回線のみでなく、第二電電関係各社との間で二重化する。  ②、データーセンターと市との間の二重化  　※完全二重化とは、市側から次の中継点までを含めて二重化すること。例えば、ＮＴＴだけの回線で考えるのであれば、１回線は富谷局へ繫ぐ、もう一つの回線は成田局に繫ぐ等を意味しています。（これは、１局に入れた場合、電源装置、伝送装置、クロック等が同じ物を使用するので二重化とは言えない）  ③、市ホームページの輻湊対策をとる。（他市町村とのミラー化等）  ④、冷房等空調装置に対応した電源装置。  ⑤、ＭＣＭを使用して自主防災組織との定期的な設備点検、通話試験の実施  ⑥、所謂ＳＮＳを含めた装置が通信不能の時のための対策実施。  ⑦、双方向の通信手段確保とその体制を確立する | 本文はこのままとさせていただきますが、具体的な手段等については、次のようになっております。  ①．県とは、電話の他に、衛星電話、MIDORI等がある。  ②．住民基本台帳、税関等のクラウドについては、二重化となっている。  ③．現在、いろいろな手段を検討しております。  ④．今後の課題となる。  ⑤．定期的な設備点検、通話試験は実施している。  　※自主防災組織の方々については、防災訓練や要請により対応している。  ⑥．職員により情報収集と考えている。  　※東日本大震災の際には、職員がメッセンジャーとして、情報発信及び収集にあたった実績がある。  ⑦．関係機関等毎に、対応の確認を進める。 |
| 32 |  | 県との間の完全二重化を図り、又、全国の各自治体情報を住民にも即時配信できるようにする。このことは、他県で災害が起こった場合には、私たち市民もその県の情報を共有化出来るようにする。（例えば、中国地方豪雨の場合でも富谷市民も情報を得られると言うことです） | 地域防災計画では、「減災」の考え方を防災の基本方針とし、市民の生命・身体等を守るための計画であり、ご意見の「全国の各自治体情報を住民にも即時配信」については、難しいものと考えております。 |
| 33 |  | 通信設備等の復号化及び多ルート化とありますが、具体的にどの様にするかを明記する必要があります。具体的にはP62地域住民などに対する通信手段の整備を参照下さい。 | 本文はこのままとします。  具体的な手法等については、その都度、有効な手段を確認した際、通信手段の一つとして整備することといたします。 |
| 34 |  | 現在市が使用しているＧＩＳ（水道、建設）の活用することを考え、更に「統合型ＧＩＳ」を検討すべきです。 | 「統合型ＧＩＳ」の導入につきましては、今後の参考とさせていただきます。 |
| 35 |  | 今回の災害で明らかになったことは、サーバーの分散化はもとより、非常用電鍵装置を含めて２階以上に設置する事が必要なことを教訓として示している。発電装置設置するにあたっても建物の構造から検討が必要です。各支所、避難場所も同様です。  （当市役所は高台に設置されていますが、大量の雨の場合は雨漏り等も考慮した考え方を取るべきです） | 市内の公共施設は、風水害等による浸水想定区域内に設置されていないことから、設置してある非常用電源装置については問題ないと考えております。  　また、市役所の大量の雨漏りは考えにくいところではありますが、施設の点検等に努めることとします。 |
| 36 |  | 市長不在時における体制は、平常時からＳＮＳを活用して訓練をしておく必要があります。  何処に居ても災害対策本部の会議に参加できるようにどこからでも参加できるような、映像（テレビ会議的な）から文字を含めた体制を確立しておく必要があります。 | 災害対策本部設置し、市長不在時の対応については、副市長が代理し、副市長が不在の場合は総務部長が代理することとなっております。  なお、市長不在の際には、電話やメール等で指示を仰ぎ決定してすることとしております。 |
| 37 |  | ３．１１東日本大震災の義援金が被害者に配分されずに町役場（当時）金庫に入ったままになっていました。全国から寄せられた義援金が配分されないでいたことは大問題であり、配分委員会の組織の在り方にも問題があったと思います。こうした不祥事を二度と起させないためにも、受入から管理、配分委員会議事録、配分を含めて全て公開をすべきです。  　全ての受入金について富谷市ホームページに速やかに公開し、配分委員会に市民の代表も入れ、協議内容についても公開して、速やかに適切な配分をおこなう事を明記すべきです。  ＜追伸＞  　この義援金について、その後の使途についても明らかになっていない。明らかにすべきです。 | ご質問の「義援金の配分委員会」等の内容については、本地域防災計画への記載には馴染まないものと考えます。  ご指摘の質問は、あってはならないことであり、再発防止に努め、個人配分や目的配分についても速やかに行なうこととしております。  なお、＜追伸＞の見舞金の使途については、平成28年12月議会で可決いただき、一般会計に歳入予算として計上し、歳出については、防災減災関連の経費とし、執行しております。 |